

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する
作業部会の設置について(案)

令和 3 年 4 月 5 日

令和3年10月 日 一部改正

科学技術・学術審議会

学術分科会研究環境基盤部会

1. 趣旨

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点について、我が国における独創的・先端的な学術研究の総合的な推進を図る上で、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の整備や拠点の評価、今後の共同利用・共同研究体制の在り方に関して、専門的見地から調査審議を行う必要があるため、研究環境基盤部会の下に「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- ① 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の整備に関すること
- ② 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の評価に関すること
- ③ 今後の共同利用・共同研究体制の在り方に関すること
- ④ その他

3. 庶務

作業部会の庶務は、関係課室の協力のもと、研究振興局~~学術機関課~~大学研究基盤整備課において処理する。

学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会の設置について(案)

令和3年4月5日

令和3年10月 日 一部改正

科学技術・学術審議会

学術分科会研究環境基盤部会

1. 趣旨

学術研究の大型プロジェクトについて、我が国における独創的・先端的な学術研究の総合的な推進を図る上で、中長期的な視点も含めた計画的な推進を図るための方策に関して、専門的見地から調査審議を行う必要があるため、研究環境基盤部会の下に「学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- ① 学術研究の大型プロジェクトの推進のための方策に関すること
- ② その他

3. 庶務

作業部会の庶務は、関係課室の協力のもと、研究振興局~~学術機関課~~大学研究基盤整備課において処理する。

国立大学法人運営費交付金等（学術研究関係）
に関する作業部会の設置について（案）

令和3年4月5日

令和3年10月 日 一部改正

科学技術・学術審議会

学術分科会研究環境基盤部会

1. 趣旨

国立大学法人運営費交付金等（学術研究関係）について、我が国における
独創的・先端的な学術研究の推進を図る上で、その配分等に関して、専門的
見地から調査審議を行う必要があるため、研究環境基盤部会の下に、「国立
大学法人運営費交付金等（学術研究関係）に関する作業部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- ① 国立大学法人運営費交付金等（学術研究関係）の配分等に関する事
- ② 大学共同利用機関法人に対する国立大学法人運営費交付金等の配分に関
すること
- ③ その他

3. 庶務

作業部会の庶務は、関係課室の協力のもと、研究振興局~~学術機関課~~大学研
究基盤整備課において処理する。